

## 山口市意思疎通支援人材育成助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民等が障がいのある人への意思疎通支援に関する資格取得に要した経費を助成することにより、専門的知識を身に付けた意思疎通支援人材の確保・育成を図ることを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 この要綱による助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内の事業所に勤務している者又は市内の学校に通学している者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、市税を滞納している者は、助成金の交付を受けることはできない。

### (助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表に掲げる資格取得に要した経費とする。ただし、国、県その他の公的機関が実施する補助事業により、補助の対象となっている経費は除く。

### (助成金の額)

第4条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の交付額は、次の各号に掲げる費用を合わせた額とする。ただし、同一年度内において対象者1人につき2万円を上限として予算の範囲内において交付するものとする。

- (1) 意思疎通支援に関する資格取得に要した受講料及びテキスト代。
- (2) 意思疎通支援に関する資格取得に要した受験手数料又は認定手数料。
- (3) 意思疎通支援に関する資格取得のため県外で開催される研修や受験等に要した交通費。ただし、対象経費に2分の1を乗じて得た額（1円未満切り捨て。）とする。

### (助成金の交付申請)

第5条 この要綱による助成の交付を受けようとする対象者は、山口市意思疎通支援人材育成助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、研修等が終了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日まで市長に提出しなければならない。

- (1) 修了日がわかる研修受講修了証明書又は受験申込書等の写し
- (2) 研修受講又は受験に係る領収書その他受講料等の納付を証明する書類
- (3) 研修受講又は受験に要した交通費に係る領収書等
- (4) 市内事業所に雇用されていることを証明する書類又は市内ボランティア団体に

加入していることを証明する書類

- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) 納税証明書（市税の滞納の無いことの証明）
- (7) その他市長が必要と認めたもの  
（助成金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果、助成金の交付を決定したときは、山口市意思疎通支援人材育成助成金交付決定通知書（様式第3号）により、また、助成金を交付しないときは、山口市意思疎通支援人材育成助成金不交付決定通知書（様式第4号）により当該申請を行った対象者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第7条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた対象者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに、市長に山口市意思疎通支援人材育成助成金請求書（様式第5号）を提出するものとする。

（助成金の交付の条件）

第8条 市長は、交付決定者が、障がい者を雇用又は支援している市内の事業所若しくは団体に加入し、2年以上継続して意思疎通支援の活動に従事することを条件として助成金を交付する。

（市施策への協力）

第9条 交付決定者は、市が進める意思疎通支援の取組に協力するとともに、地域や事業所等での障がい者への意思疎通支援活動に積極的に取り組むものとする。

（助成金の交付決定の取消し）

第10条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽り、その他の不正行為により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したとき。

（助成金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対象となる資格	対象となる資格の要件
手話通訳士	厚生労働省が指定する研修等であること。又は、厚生労働省が指定する研修等を受講した後、受験する資格であること。
手話通訳者	
要約筆記者	